「行政ニーズに対応した汎用性の高いドローンの利活用等に係る技術検討会」 規約

(名 称)

第1条 本会は、 行政ニーズに対応した汎用性の高いドローンの利活用等に係る技 術検討会(以下、「検討会」という)と称する。

(目 的)

第2条 ドローンの利活用に係る多種多様な国土交通行政におけるニーズを部局横断的にとりまとめ、直轄現場での実証フィールドの活用も含め、事業者のドローン開発の加速化を支援しつつ、業務執行上に必要となるドローンの早期実装や、安全かつ迅速な災害対応、平時における生産性の向上等を目指して、関係団体と行政機関、有識者も交えた情報共有・意見交換等を行う。

(検討事項)

- 第3条 検討会では、次に掲げる項目について検討を行う。ただし、必要があるとき には、座長の了承を得て追加することができる。
 - (1) 自主開発ドローンの現場実証
 - (2) 多種多様な現存ドローンの機能検証、職員の習熟訓練
 - (3) 行政ニーズに的確に対応した汎用性の高いドローン本体の標準的な性能規定化
 - (4) 耐候性を有し、長時間航行や重量物の搬送が可能なドローンの開発・現場実証

(構成員)

第4条 検討会は、以下の構成員により組織する。

鈴木 真二 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授

松尾 亜紀子 慶應義塾大学理工学部教授

- 一般社団法人 日本産業用無人航空機工業会
- 一般社団法人 日本ドローンコンソーシアム

日本無人機運行管理コンソーシアム

- 一般社団法人 日本物流団体連合会
- 一般社団法人 海洋調査協会

公益財団法人 鉄道総合技術研究所

一般社団法人 全国測量設計業協会連合会

公益財団法人 日本測量調査技術協会

大臣官房技術総括審議官

大臣官房技術審議官

大臣官房公共事業調査室長

総合政策局物流政策課長

水管理 • 国土保全局河川計画課長

道路局国道・技術課長

鉄道局技術企画課長

海事局検査測度課長

港湾局技術企画課長

大臣官房参事官 (次世代航空モビリティ)

気象庁総務部企画課長

国土地理院企画部長

海上保安庁総務部情報通信課長

国土技術政策総合研究所副所長

国土技術政策総合研究所企画部長

国立研究開発法人 土木研究所理事

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所理事

内閣官房小型無人機等対策推進室参事官

経済産業省次世代空モビリティ政策室長

総合政策局技術政策課長

大臣官房技術調査課長

その他検討会が必要と認める者

(座長)

- 第5条 検討会の座長は、大臣官房技術総括審議官とする。
 - 2 座長がやむを得ずその職務を遂行できない場合は、あらかじめ座長の指名す る構成員がその職務を代理する。

(検討会の運営)

- 第6条 検討会は、座長が招集する。
 - 2 検討会の議長は、座長が務める。
 - 3 座長は必要に応じ、第4条第1項に定める構成員以外の者の出席を求めることができる。
 - 4 検討会は原則非公開とする。
 - 5 検討会における事務局の資料及び議事要旨は原則として公表する。ただし、 座長が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表し ないものとすることができる。参加者から提出された資料については、参加 者が認める場合を除いて、原則として非公表とする。

(秘密を守る義務)

第7条 第4条第1項に定める構成員及び第6条第3項に基づき出席した者は、第3 条の検討を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(検討会の事務局)

第8条 検討会の事務局は、国土交通省総合政策局技術政策課及び大臣官房技術調査 課が務める。

附則

1 この規約は、令和3年10月21日から施行する。